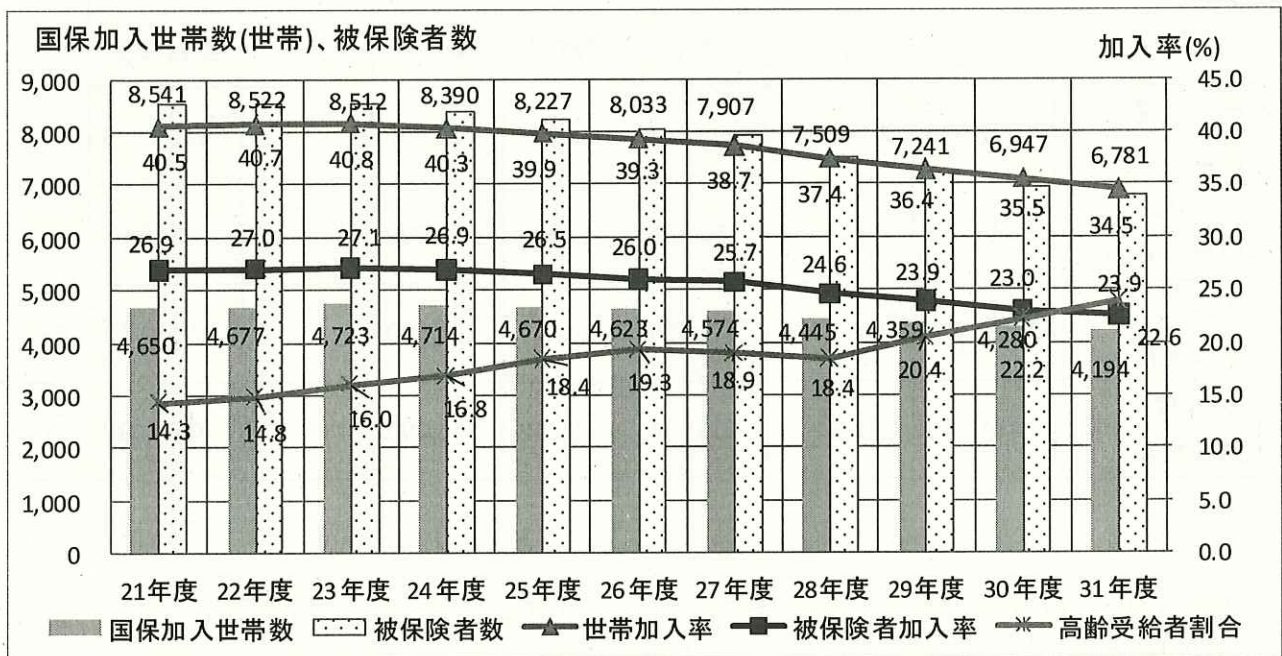


## 令和3年度 国民健康保険税の税率改定について

## 東御市国民健康保険の被保険者の状況

平成 31 年度末の東御市国民健康保険の被保険者は 6,781 人で、前年に対し 166 人(2.4%)の減でした。この内、高齢受給者(70 歳～74 歳)の割合は 23.9%で、前年度と比較すると 1.7 ポイントの増となっています。なお、被保険者の減少については、平成 28 年 10 月から始まった短時間労働者の社会保険適用拡大が要因と推測されます。加入者数の推移は、後期高齢者医療保険制度開始による移行があった平成 20 年度から 23 年度まではおおむね横ばい、24 年度から 27 年度は約 2%、28 年度以降は平均 3.8%と減少傾向が続いておりましたが、令和2年11月末現在の被保険者は 6,739 人となり、新型コロナウイルス感染症の影響による離職等で国保へ加入する方が増加しています。



適用区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
国保加入世帯数	4,650	4,677	4,723	4,714	4,670	4,623	4,574	4,445	4,359	4,280	4,194
被保険者数	8,541	8,522	8,512	8,390	8,227	8,033	7,907	7,509	7,241	6,947	6,781
世帯加入率	40.5	40.7	40.8	40.3	39.9	39.3	38.7	37.4	36.4	35.5	34.5
被保険者加入率	26.9	27.0	27.1	26.9	26.5	26.0	25.7	24.6	23.9	23.0	22.6
高齢受給者割合	14.3	14.8	16.0	16.8	18.4	19.3	18.9	18.4	21.9	22.2	23.9

(1)国保加入世帯数及び被保険者数は、22年度までは各年度の平均値。23年度からは事業年報報告値。(2)20年度から、75歳以上は後期高齢者医療保険へ移行。(3)世帯加入率及び被保険者加入率は、23年度までは住民基本台帳登録平均値に対する割合。24年度以降は年度末に対する割合。

## 令和2年度の決算見込み及び令和3年度以降の財政推計について

令和2年度(本年度)の決算については、歳入総額 2,948,388 千円、歳出総額 2,887,554 千円で差引 60,834 千円の黒字を見込んでいます。しかしながら、前年度繰越金 47,523 千円、財政調整基金繰入金 16,000 千円を差し引いた単年度実質収支は、2,690 千円の赤字となる見込みです。なお、財政調整基金の令和2年度末残高見込みは 407,059 千円で、前年に対し 33,230 千円の増加見込みとなっています。

平成 31 年度(R 元年度)から令和4年度までの国保財政の状況

(単位 千円)

適用区分	歳入 合計	歳出 合計	差引 残額	歳入の内、実質歳入以外			単年度 実質収支	基金 残高
				前年度	基金	一般会計		
				繰越金	繰入金	繰入金		
H31 年度 決算	3,240,035	3,144,988	95,047	52,293	112,732	0	△69,978	373,829
R2年度 決算見込み	2,948,388	2,887,554	60,834	47,523	16,000	0	△2,689	407,059
R3年度 財政推計	3,107,639	3,047,174	60,465	30,417	81,000	0	△50,952	358,182
R4年度 財政推計	3,151,270	3,090,976	60,294	30,232	116,000	0	△85,938	274,121

上記の国保財政の状況のとおり、各年度における歳入から歳出を差し引いた額は黒字となっているものの、前年度繰越金、基金繰入金を差し引いた単年度実質収支については赤字となっています。

単年度実質収支の赤字要因は、公費と国保税収入による歳入に対し、保険給付費の増による歳出が上回っているためです。

なお、この保険給付費の増は被保険者の高齢化の進行、及び医療技術の高度・高額化が影響していると推察され、その増加する保険給付費に対し、被保険者の減少等により国保税収が追いついていない状況となっております。

このような状況の中、国民健康保険の財政運営を維持するため、平成 29 年度及び平成 31(令和元)年度に税率改定を実施し、また、一般会計からの繰入金を平成 28 年度に 1 億 3,200 万円、平成 29 年度に 1 億円投入しました。

## 令和3年度 国民健康保険税の税率について

平成30年度から始まった国保制度改革により、県が年度毎に国保事業を運営するために必要となる国保事業費納付金を決定し、市町村は納付金を県に納めています。

また、県は市町村が必要となる保険税の基準を示し、市町村はそれを参考に国保税率を定めます。

### ◆ 県の仮係数による当市の試算結果 (R2.11.24 現在)

令和3年度 国保事業費納付金総額【試算】①	797,192 千円	ただし、左記の試算額には退職分は含まれていない
令和3年度 一人当たり納付金額【試算】②	118,295 円	【下記 R2 実績との比較 4,485 円増】 ただし、左記の試算額には退職分は含まれていない
(参考)令和2年度 一人当たり納付金額【実績】③	113,810 円	

※R3 一人当たり納付金額【試算】②=①÷6,739 人 (R2.11 末現在の被保険者数)。

※R2 一人当たり納付金額【実績】③=766,968 千円 (R2 確定納付金額) ÷ 6,739 人 (R2.11 末現在の被保険者数)。

※本係数による確定納付金額等が示されるのは、令和3年1月下旬の予定。

### ◆ 県から提示された検討事項に対する当市の方針 (H29 年度 第3回国保運営協議会 決定事項)

NO	検 討 事 項	検討事項に対する方針
①	国保税の算定方式は、3方式か4方式か(資産割の有無の検討)。	4方式を3方式にすることで、不足する資産割の財源を他の所得割等に配分することは大変厳しい状況。今後、税率改定の検討に併せ、資産割の税率を段階的に見直す必要性はあるが、当面は4方式を維持する。
②	応能割(所得割・資産割)と応益割(均等割・平等割)の賦課割合をどうするか。	県が設定する応能割と応益割の割合は、当市の現状と比較すると開きがある。上記①の段階的な見直しと併せ、県下市町村の状況を見ながら検討を行うが、当面は現状の割合と大きく変更しない。
③	国保税の賦課限度額は、地方税法の額と同額とするか、独自の額とするか。	県が市町村標準保険税率を算定する際に使用した額は、地方税法による上限額であることから、賦課限度額は現行と同様に地方税法の額を上限額に設定する。

◆ 令和3年度国民健康保険税について

県が策定した「国民健康保険運営方針」を基本とし、また、県が将来的に実現を目指している全ての市町村の国保税率統一も視野に入れながら、持続可能な保険制度の実現に向け、被保険者への影響を充分考慮しながら、国保税率の検討を行っていく必要があります。

なお、国保税率の統一のためには、算定方式についても資産割を除いた3方式への移行が求められています(東御市の現行は4方式)。そこで、平成29年度の当運営協議会で決定した方針に則り、資産割について平成31年度から段階的な縮減(2年毎に20%縮減)が始まっており、将来的には資産割を無くした3方式に移行します。

◆ 令和3年度国民健康保険税率の改定について(案)

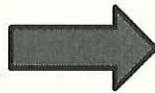
令和3年度の国保税率の改定については、資産割において2割を目安として税率を引き下げます。

ただし、基金を活用することを前提として、被保険者一人あたりの平均国保税がわずかに増加する程度に調整を図ることとし、均等割等の税率を変更します(資産割の引き下げによる減額分は確保する)。

◆ 税率改定の設定について(案)

【医療分】

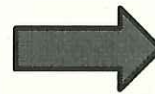
区分	現行税率等
所得割	6.7%
資産割	22.4%
均等割	18,500円
平等割	19,500円



区分	改定案	比較
所得割	6.7%	—
資産割	16.8%	△5.6ポイント
均等割	19,000円	500円
平等割	19,500円	—

【後期高齢者支援金分】

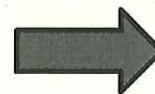
区分	現行税率等
所得割	2.3%
資産割	7.5%
均等割	6,000円
平等割	6,000円



区分	改定案	比較
所得割	2.3%	—
資産割	5.6%	△1.9ポイント
均等割	6,500円	500円
平等割	6,500円	500円

【介護納付金分】

区分	現行税率等
所得割	2.3%
資産割	3.6%
均等割	9,000円
平等割	9,000円



区分	改定案	比較
所得割	2.3%	—
資産割	2.7%	△0.9ポイント
均等割	9,000円	—
平等割	9,000円	—

【税率改定後の応能応益割合】 応能と応益の合計は 100%となります

区 分	応能割(所得割・資産割)		応益割(均等割・平等割)	
	現行	改定案	現行	改定案
医療分	57.2%	56.3%	42.8%	43.7%
後期高齢者支援金分	58.7%	56.3%	41.3%	43.7%
介護納付金分	47.8%	48.2%	52.2%	51.8%

※賦課割合は長野県の基準割合(応能:応益=およそ 49:51)に近づき改善が図られます。  
 現行の賦課割合は、R2 年 11 月末現在で算出。

◆ 税率改定(案)による税額について

現行税率における調定額(R2.11 末現在)及び改定案税率で試算した調定額の比較

区 分	国保税調定額(現年分)	被保険者数(R2.11 末)	世帯数(R2.11 末)
現 行	593, 070千円	6, 739人	4, 193世帯
改定案	593, 409千円		

一人・1世帯あたりの国保税額の比較(上記の調定額から被保険者数等を除算)

区 分	現 行	改定案	増減額	増減率
一人あたり	88, 006円	88, 056円	50円	0. 06%
1世帯あたり	141, 443円	141, 524円	81円	0. 06%

# 税額モデルケース

R2年11月末現在

※固定資産あり 63,200円 (R2.11末現在、国保加入世帯平均)

※( )内は期別額

(単位:円)

世帯所得 構成比	世帯所得額	区分	高齢夫婦(65歳~75歳未満) ※介護分なし ※固定資産あり63,200円		高齢夫婦(65歳~75歳未満) ※介護分なし ※固定資産なし		4人世帯 (世帯主、配偶者 30歳代、子2人) ※介護分なし ※固定資産あり63,200円		4人世帯 (世帯主、配偶者 30歳代、子2人) ※介護分なし ※固定資産なし	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
33万円以下 29.4%	世帯	年税額	41,200	37,100	22,300	23,000	55,900	52,400	37,000	38,300
		増減額	-4,100	(-410)	700	(70)	-3,500	(-350)	1,300	(130)
	世帯1人 当たり	年税額	20,600	18,550	11,150	11,500	13,975	13,100	9,250	9,575
		増減額	-2,050	(-205)	350	(35)	-875	(-88)	325	(33)
軽減の有無			7割軽減対象		7割軽減対象		7割軽減対象		7割軽減対象	
33万1円 ~100万円 22.6%	世帯	年税額	138,700	136,000	119,800	121,800	140,800	138,300	122,000	124,200
		増減額	-2,700	(-270)	2,000	(200)	-2,500	(-250)	2,200	(220)
	世帯1人 当たり	年税額	69,350	68,000	59,900	60,900	35,200	34,575	30,500	31,050
		増減額	-1,350	(-135)	1,000	(100)	-625	(-63)	550	(55)
軽減の有無			2割軽減対象		2割軽減対象		5割軽減対象		5割軽減対象	
100万1円 ~200万円 23.1%	世帯	年税額	243,600	241,400	224,700	227,200	267,900	266,800	249,000	252,600
		増減額	-2,200	(-220)	2,500	(250)	-1,100	(-110)	3,600	(360)
	世帯1人 当たり	年税額	121,800	120,700	112,350	113,600	66,975	66,700	62,250	63,150
		増減額	-1,100	(-110)	1,250	(125)	-275	(-28)	900	(90)
軽減の有無			なし		なし		2割軽減対象		2割軽減対象	
200万1円 ~300万円 10.8%	世帯	年税額	333,600	331,400	314,700	317,200	382,600	382,400	363,700	368,200
		増減額	-2,200	(-220)	2,500	(250)	-200	(-20)	4,500	(450)
	世帯1人 当たり	年税額	166,800	165,700	157,350	158,600	95,650	95,600	90,925	92,050
		増減額	-1,100	(-110)	1,250	(125)	-50	(-5)	1,125	(113)
軽減の有無			なし		なし		なし		なし	

# 税額モデルケース

R2年11月末現在

※固定資産あり 63,200円(R2.11末現在、国保加入世帯平均)

※( )内は期別額

(単位:円)

世帯所得 構成比	世帯所得額	区分		高齢夫婦(65歳~75歳未満) ※介護分なし ※固定資産あり63,200円		高齢夫婦(65歳~75歳未満) ※介護分なし ※固定資産なし		4人世帯 (世帯主、配偶者 30歳代、子2人) ※介護分なし ※固定資産あり63,200円		4人世帯 (世帯主、配偶者 30歳代、子2人) ※介護分なし ※固定資産なし	
		世帯	世帯1人 当たり	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
30万1円 ~400万円 5.2%	400万円	年税額	423,600	421,400	404,700	407,200	472,600	472,400	453,700	458,200	
		増減額	-2,200	(-220)	2,500	(250)	-200	(-20)	4,500	(450)	
		年税額	211,800	210,700	202,350	203,600	118,150	118,100	113,425	114,550	
		増減額	-1,100	(-110)	1,250	(125)	-50	(-5)	1,125	(113)	
400万1円 ~500万円 3.1%	500万円	軽減の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
		年税額	513,600	511,400	494,700	497,200	562,600	562,400	543,700	548,200	
		増減額	-2,200	(-220)	2,500	(250)	-200	(-20)	4,500	(450)	
		年税額	256,800	255,700	247,350	248,600	140,650	140,600	135,925	137,050	
増減額	-1,100	(-110)	1,250	(125)	-50	(-5)	1,125	(113)			
500万1円 ~600万円 1.8%	600万円	軽減の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
		年税額	603,600	601,400	584,700	587,200	652,600	652,400	633,700	638,200	
		増減額	-2,200	(-220)	2,500	(250)	-200	(-20)	4,500	(450)	
		年税額	301,800	300,700	292,350	293,600	163,150	163,100	158,425	159,550	
増減額	-1,100	(-110)	1,250	(125)	-50	(-5)	1,125	(113)			
600万1円 以上 4.0%	700万円	軽減の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
		年税額	693,600	691,400	674,700	677,200	742,600	742,400	723,700	728,200	
		増減額	-2,200	(-220)	2,500	(250)	-200	(-20)	4,500	(450)	
		年税額	346,800	345,700	337,350	338,600	185,650	185,600	180,925	182,050	
増減額	-1,100	(-110)	1,250	(125)	-50	(-5)	1,125	(113)			
軽減の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし		

## 東御市国民健康保険の今後の課題について

### (1) 国保制度改革による取り組み

平成 30 年 4 月から県が国保財政の責任主体として、市町村とともに国民健康保険を運営しており、県の国保運営方針により、将来的には国保税率の統一を目指しています。当市においても県の運営方針に基づき、税率の統一に向けた賦課の算定方式を現在の4方式から資産割を除く3方式へ移行するため、段階的な資産割税率の引き下げや基金運用等の検討を進めてまいります。

### (2) 医療費抑制の取り組み

平成 31 年度における特定健康診査の受診率は、43.7%(確定値)で、前年度より 2.4 ポイントの減となりました。今後も受診率の向上に向け特定健診は集団健診をJAとの共催により実施します。

なお、保健指導により発症予防、早期治療につなげ、被保険者の健康維持と保険給付費の抑制を図り、レセプト情報や健診データなどの情報を活用し、市民の疾病予防、重症化予防に努めます。

また、後発医薬品(ジェネリック医薬品)に切り替えることで、保険給付費の抑制、被保険者の自己負担額の軽減が図られることから、引き続き周知に努めるほか、後発医薬品利用差額通知を発送することで、被保険者による利用促進を図ります。

### (3) 国民健康保険税の収納率の向上

平成 31 年度国民健康保険税の収納率(現年及び滞納繰越を含めた全体)は、88.8%で前年度に対し 0.6 ポイント向上しました。引き続き、口座振替を推進するとともに、近年のライフスタイルの変化等に即したコンビニ収納を推進します。

また、滞納者に対する納税相談、未申告者への申告の推進、短期被保険者証の活用、十分な負担能力がありながら納税意識の低い者に対する財産差し押さえの実施等により、収納率の向上と負担の公平性の確保を図ります。